

学 会 彙 報

1993年 4月 8日

西日本教育行政学会第15回大会プログラム発送

1993年 4月24日

学会事務局会議を福岡教育大学で開催

1993年 5月22日

『教育行政学研究』第14号の刊行

〈掲載論文〉

養護学校義務制施行への文教政策

一 宮 俊 一 (鳴門教育大学)

アメリカ合衆国における連邦教育包括補助金の財政的影響に関する考察

～緊急学校補助金交付対象学区に焦点をあてて～

上 寺 康 司 (広島大学大学院)

韓国5.16革命政府下における中等教員養成制度の改革試図

張 龍 熙 (広島大学大学院)

〈文献紹介〉

マイケル・スティーブンズ著『日本と教育』, 1991年

(Michael D. Stephens, Japan and Education, Macmillan, London, 1991.)

河 村 正 彦 (近畿大学)

1993年 5月22日

西日本教育行政学会第15回大会開催 (神湊観光ビーチホテル)

〈研究発表〉

イギリスにおける視学制度改革の今日的動向

高 妻 紳二郎 (宮崎女子短期大学)

福祉教育の推進体制に関する一考察

—協力校指定をめぐるH市の事例から—

菅 井 直 也 (鈴峯女子短期大学)

オーストラリアにおけるホーク労働党連邦政権の教育政策

河 村 正 彦 (近畿大学)

日本の教育・入試と経済発展の関係 (その一)

—戦前期における初等教育・準中等教育・中等実業教育と経済発展—

中 島 直 忠 (学校法人芝学園芝中・高等学校)

〈総 会〉

- 1) 紀要編集会の活動のために予算が必要である旨報告があり、紀要編集委員会を機能させるために予算措置を含めて検討することが了承された。また、紀要の発行を早めること、紀要の充実を図るために学会15周年事業としての意味も含めて執筆者の負担を一層軽減すること、レフェリ制を充実することなどを今後検討することになった。
- 2) 次回から大会開催の案内は大会運営を円滑に進めるために大会開催大学より発送する。経費節約のため、学会ニュースの発行を年一回とする。

	3) 会計年度内に予算執行を行うよう努力すべきであるとの意見も述べられた。 また、会計年度を大会から翌年の大会に改めるべきであるとの意見もあったが、 今しばらくの間は、現行の規定通りとし、5月開催が定例化した段階で再検討 することで了承された。
1993年 6月28日	4) 1994年4月から学会事務局を広島修道大学に置く。 学会ニュース第36号発送
1993年12月24日	会員名簿・会費未納者へ督促状発送
1994年 2月10日	西日本教育行政学会第16回大会案内、発表申込書等発送
1994年 3月18日	学会事務引継について会議（福岡教育大学）

新着寄贈図書

下記の図書が寄贈されました。事務局に保管されていますので、ご利用ください。

- 1 関西教育行政学会 教育行財政研究 第20号
教育行財政研究第20号記念号 1993年
- 2 兵庫教育大学教育経営講座学校経営研究室
現代学校経営研究 第6号
特集 学校週5日制の諸問題 平成5年
- 3 甲南女子大学大学院文学研究科、教育学論集、第11号、1993年1月.
- 4 人間科学研究会、甲南女子大学人間科学年報、第18号、1993年3月.
- 5 大塚学校経営研究会、学校経営研究、第18巻、1993年4月.

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額5,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。

- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

- 2) 任期途中で役員の交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

第7章 雜 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言がある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする。)
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合はMS-DOSの標準テキストファイル(45字×38行)とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーディスクの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年10月末日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること
引用法の例　　論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
　　単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

会員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のことと存じます。先日、ドライブでちょっと田舎に出かけ、土筆と石蕗と野蒜を家族皆で摘んできました。その夜は、春の香りが一杯の野趣溢れる夕餉となりました。

さて、本学会の研究紀要『教育行政学研究』第15号ができ上がりましたのでお届け致します。本号の掲載論文は2編ですが、例年通り両論文とも、それぞれのテーマに近接の領域を専門的に研究されている会員の方に査読を依頼し、必要に応じて執筆者への意見・助言をお願いいたしました。掲載論文数は少ないものの、この意味で質の面では十分な高さが維持されていると思います。

文献紹介につきましては、ご多忙中にも拘らず、加治佐会員から玉稿を賜りました。加治佐会員ならびに査読にご協力いただきました方々に対して、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

なお、本号の発行をもって編集委員長としての任期を終えさせていただきます。この2年間、会長や編集委員の方々には大変お世話になりました。どうも有り難うございました。

編集委員長 松 永 裕 二

「教育行政学研究」編集委員

松 永 裕 二

河 野 和 清

佐 竹 勝 利

橋 口 泰 宣

印 刷 平成 6 年 3 月 31 日

発 行 平成 6 年 3 月 31 日

発行者 西日本教育行政学会
〒811-41 宗像市赤間729
福岡教育大学・教育学研究室
☎ 0940-35-1506

印刷所 グランド印刷株式会社
〒770 徳島市万代町 6 丁目20-15

Studies on Educational Administration

- Atsushi TAKASE : Beginnig of the Teacher Training System at Vyatka in RSFSR(1872-1918)
— From the Attempt of Vyatka School to the Establishment of Vyatka Pedagogical Institute —
- Kazuo H O R I : New Trends of Theory and Research in Educational Administration in the U.S.A.

A Selected Bibliography

- Tetsuya KAZUSA : Research Studies on Educational Policy Outcome or Impact in the U.S.A.
-

No.15 May 1994

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research